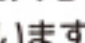



練馬区用途地域図

※この図面では、用途地域、高度地区、防火・準防火地域、特別用途地区、風致地区、都市計画道路（）を表しています。



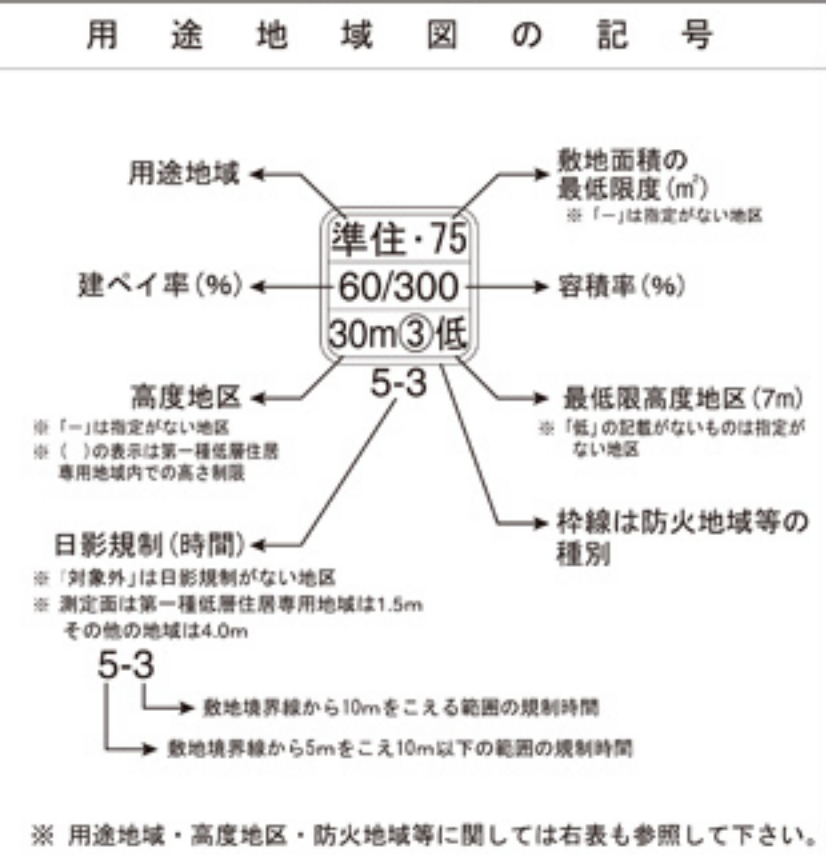
埼玉県
和光市

板橋区

中野区

中野区

凡例



用途地域(特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第1種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
25m①	25m第1種高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m①	30m第1種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
35m①	35m第1種高度地区
35m②	35m第2種高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定	
	防火指定なし
	準防火地域
	防火地域

風致地区	
	第2種風致地区

●用途地域の境界は原則として、道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(带状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは「+30m」の表示があります。

●地域地区(用途地域等)の境界は、赤の細線です。

●赤の太線内は、防火地域です。

(注) 本図は、「用途地域」、「高度地区」、「防火地域及び準防火地域」、「特別用途地区(=特別工業地区)」の都市計画図(1/2,500)を基に作成したものです。

※記載されている境界等は概略線なので、詳細については、「練馬区環境まちづくり事業本部都市整備部都市計画課」に備えられている図面でご確認ください。

1:10,000